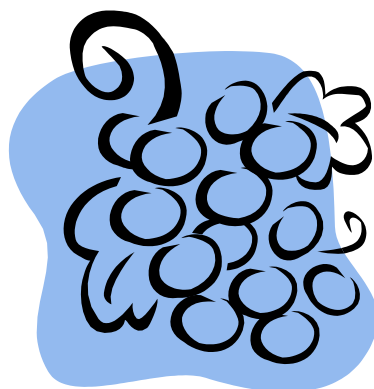
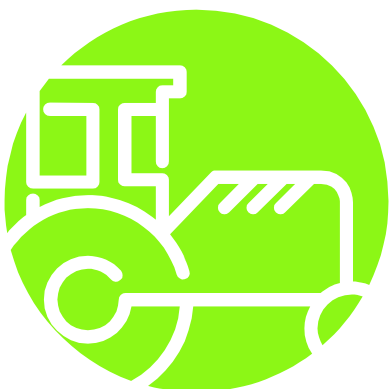


長野県版

# 企業の農業参入マニュアル



令和7年12月

長野県農政部



しあわせ信州

# 目 次

1	一般企業の農業参入に関する県の基本的な考え方	1
2	一般企業が農業に参入する方法	1
3	参入法人の企業形態	3
4	参入（営農開始）までの手順	4
5	経営計画の作成	5
6	技術習得	5
7	施設・機械等整備への支援措置	6
8	認定農業者制度	8
9	農業参入の相談窓口	10

## 1 一般法人の農業参入に関する県の基本的な考え方

長野県農業の持続的な発展に向け、認定農業者など戦略を持って経営を展開する中核的経営体を育成し、これらの経営体が農地中間管理事業等の活用により地域計画に基づく農地の集積・集約を進めながら、経営の効率化、稼ぐ力の強化を図り、地域の農業生産の大部分を担う農業生産構造の構築をめざします。

集落営農組織や、農業分野に参入した企業などの多様な農業経営体が、兼業農家や自給的農家など地域を支える様々な方々と連携し、農地の有効利用を図りながら、地域農業を維持していく取組を推進します。

- ✓ 一般法人等の参入も含め、多様な担い手の確保を促進します。
- ✓ 市町村や地域農業者とも連携した参入など、地域の農業振興に資する参入を支援します。
- ✓ 農業経営体を支える雇用就業者（従業員）を安定的に確保するため、雇用経営を行う又は志向する者に対し、雇用スキルの向上や、雇用就業者の資質向上、労働力の確保・最適化に向けた取組を推進します。

## 2 一般企業が農業に参入する方法

一般企業が農業に参入する方法として、①農地の利用権を取得して農業を行う方法、②利用権を取得せず、農作業を受託する方法、③農地を利用しないで農業を行う方法がありますが、このマニュアルでは、①農地の利用権取得を前提とする農業参入について説明します。

近年、安全・安心等こだわり商品の生産や原材料の安定確保、流通経費の削減等を目指し、県内でも企業の農業参入の動きが活発化しています。企業の農業参入について、新たな需要の掘り起こし、優れた商品開発などの企業的手法による経営展開を通じた農業の活力向上や農地の有効活用が期待されています。

農地の所有権取得を前提とする農業への参入形態としては、農地所有適格法人を設立、あるいは既存の農地所有適格法人に出資して農業経営を行う方法があります。

また、農地所有適格法人以外の法人（一般法人・既存の企業形態）として、貸借により農地の利用権を取得して農業経営を行う方法があります。

### 農地所有適格法人 → 所有・貸借いずれも可能

農地法に基づく要件（法人形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件）を満たす「農地所有適格法人」を設立し、農地を所有又は貸借して農業経営を行う。

### 農地所有適格法人以外の法人（一般法人） → 貸借のみ可能（所有は不可）

平成 21 年 12 月の改正農地法の施行に伴い、「農地所有適格法人」の要件を満たさなくても一定の要件（解除条件、地域における役割分担、業務執行役員の常時従事）を満たすことで、農地を貸借して農業経営を行う。

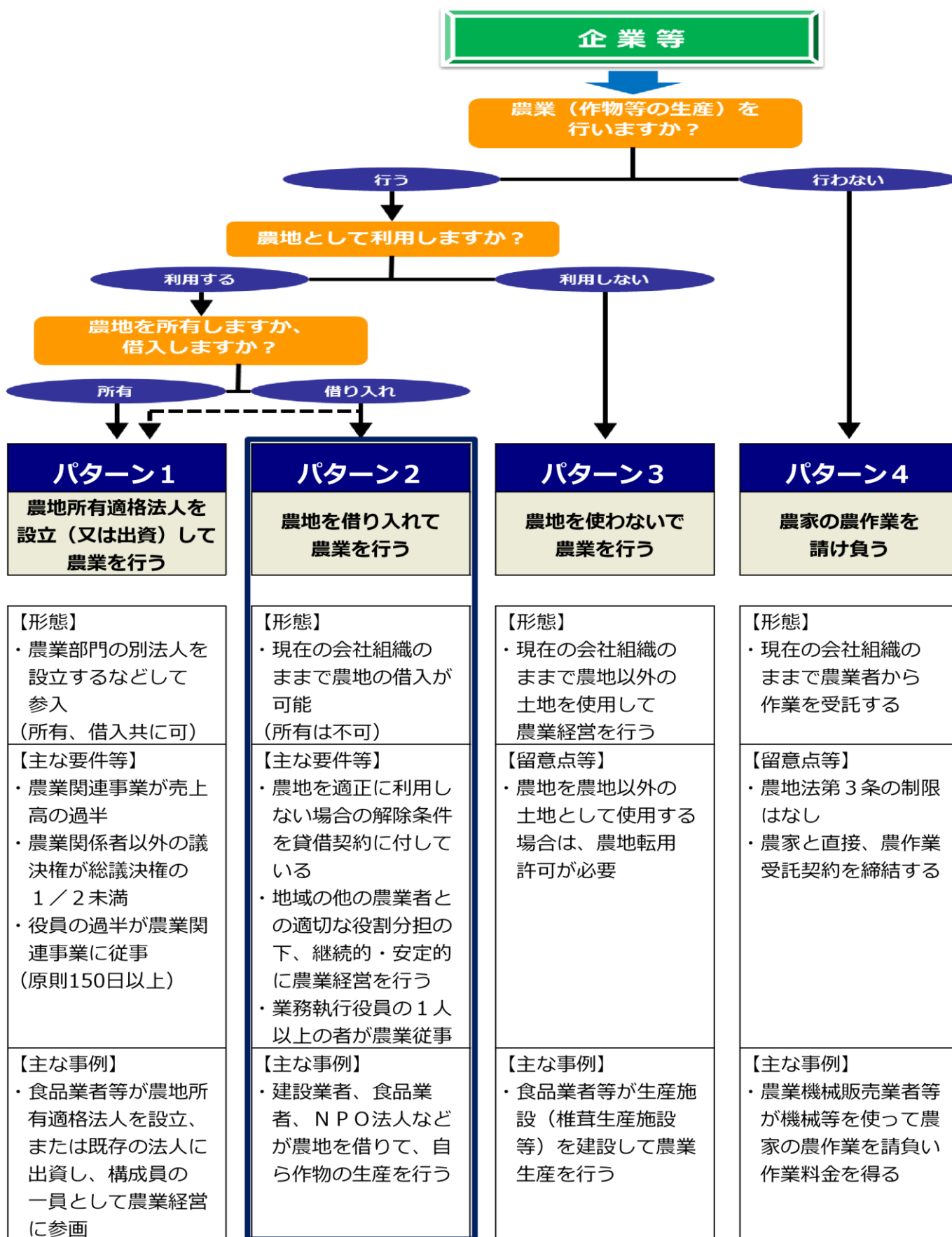
## (1) 農地所有適格法人

1 法人の形態	株式会社（公開会社でないもの）、農事組合法人、合名会社、合資会社、合同会社
2 参入要件	主たる事業が農業（自己の農業と関連する農産物の加工・販売等の関連事業を含む）〔売上高が過半〕
3 構成員要件	<p>&lt;農業関係者&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"><li>✓ 農業の常時従事者</li><li>✓ 農地の権利提供者</li><li>✓ 作業委託農家</li><li>✓ 地方公共団体</li><li>✓ 農業協同組合・連合会</li><li>✓ 農地中間管理機構又は円滑化団体を通じ農地を法人に貸し付けている個人</li></ul> <p>&lt;農業関係者以外の構成員&gt;</p> <p>・総議決権の2分の1超</p> <p>・総議決権の2分の1未満</p>
4 役員要件	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 役員の過半が農業の常時従事者（原則年間150日以上）である構成員であること</li><li>✓ 役員又は重要な使用人（農場長等）のうち1人以上が農作業に従事（原則年間60日以上）</li></ul>

## (2) 農地所有適格法人以外の法人（一般法人）

1 法人の形態	農地所有適格法人以外の法人（例：一般の株式会社、NPO法人など）
2 参入要件	特になし（以下3～5が確認できること）
3 貸借による農地利用権取得における条件（解除条件）	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 農地を適正に利用していない場合に貸借を解除する旨の条件が契約に付されていること</li><li>✓ 撤退した場合の混乱を防止するため、次の事項を契約上明記<ul style="list-style-type: none"><li>・原状回復義務</li><li>・原状回復の費用負担者</li><li>・損害賠償の取り決め</li><li>・違約金支払いの取り決め</li></ul></li></ul>
4 地域における適切な役割分担等	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 農業の維持発展に関する話し合い活動への参加、農道、水路、ため池等共同利用施設の取り決めの遵守、鳥獣被害対策への協力等</li><li>✓ 機械や労働力の確保状況等からみて、農業経営を長期的に継続して行う見込みがあること</li></ul>
5 業務を執行する役員の常時従事	<ul style="list-style-type: none"><li>✓ 業務を執行する役員等のうち、1人以上の者が地域との調整役として責任を持ち、農業に常時従事するものであること（定款、法人登記事項証明書等で確認）</li></ul> <p>※農業に常時従事するとは、農作業に限定されるものでなく、営農計画の作成、マーケティング等の規格管理労務も含む</p>

### 3 参入法人の企業形態



#### 4 一般法人が農業に参入（営農開始）するまでの手順

事業構想の作成

参入地の選定

参入地の決定(地元の合意(地域計画との調整含む))

具体的な経営計画の作成

農地の権利取得

農地法

農地所有者と  
貸借契約を締結

農業委員会に権利  
設定の許可を申請

農業委員会

権利移動の許可判断

■許可の要件

- ①農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと
- ②周辺の農地利用に、悪影響を与えないこと
- ③農地を適正に利用していない場合に貸借を解除する旨の条件が契約に付されていること
- ④地域の他の農業者と役割分担をし、継続的かつ安定的な農業経営を行うこと
- ⑤業務を執行する役員等のうち1人以上の者が地域との調整役として責任を持ち、農業に常時従事するものであること

市町村長の意見

許可指令書交付

農地中間管理  
事業法

市町村に借受希望  
の申込

農地中間管理機構

農用地利用集積等促進計画の  
作成

■要件

- ①「地域計画」において「農業を担う者」として位置づけられた者又は位置づけが確実な者
  - ②認定農業者
  - ③認定新規農業者 他
- 農地のすべてを効率的に利用して耕作の事業を行うこと
- 農作業に常時従事すると認められること
- 法人については、業務執行役員等のうち1人以上が耕作又は養畜の事業に常時従事すると認められること 等

県又は市町村の計画認可・公告

利用権設定

借り入れた農地で営農開始

農地の利用状況の報告(毎事業年度の終了後3か月以内)

## 5 経営計画の作成

農業と言っても、水稲・果樹・野菜・花き・畜産など様々な分野があります。

「何を作るか」、「どこで、どう売るか」など、生産に必要な経費（コスト）や販売で得られる収入（売上）などについて、できる限り正確な情報を集め、正確で詳しい経営計画を立てることが重要です。

### 〔検討項目例〕

#### 計画概要

作目名（作型・品種）、栽培方法、生産規模、生産量、販売方法、労働力、機械・施設整備

#### 収入

標準的な収穫量、販売単価（想定する販売先の販売価格、市場平均価格など）

#### 経費

- ①物財費（種苗費、肥料費、農薬費、動力光熱費、修繕・償却費、諸材料費など）
- ②諸経費（土地改良費・水利費、租税公課、支払地代など）
- ③販売費（出荷資材費、運賃、販売手数料）、その他雇用労賃など

#### 労働

労働時間配分（月別、旬別）、作業別の労働時間を表やグラフ化し、平準化を図る

## 6 技術習得

農作物の栽培は、土地や気象条件に大きく影響されるため、それに合わせて作物の生育をコントロールする栽培技術の習得が必要です。

また、商品として販売するには、実需者のニーズに応える量や品質が求められることから、早期に経営を安定させるためには栽培技術の習得や、技術者の育成が重要です。

社員から技術者を育成するか、外部から技術者を雇用するか、技術を持つ農業者から指導を受けるか等の、生産管理体制を明確にすることも必要です。

県では、農業農村支援センターを県下 10 箇所に設置し、普及指導員が農業者に対して、農業技術の指導や経営改善指導にあたっています。

また、長野県農業大学校研修部では、

- ① 数年以内に県内での就農を考える方を対象に農作業体験を行う就農体験研修
- ② 乗用トラクターやスピードスプレーヤー等の操作研修を通じた農業技術向上支援

等により、企業が必要とする人材育成に係る支援を行っています。

## 7 施設・機械等整備への支援措置

農業をはじめするためには、農地のほか、農業用施設や農業用機械が必要です。

農業用施設や農業用機械は高額な物が多いため、投資計画や資金繰り等を考慮して、計画的に整備する必要があります。

農地所有適格法人の場合は、農業用施設や農業用機械の整備にあたり、補助事業や農業制度資金などの支援策があります。

なお、一般法人の場合にあっては、経営開始後において、それぞれの要件を満たせば該当となります。

### (1) 補助事業

事業の名称	主な補助対象	主な補助要件等	補助率等
農地利用効率化等支援交付金 (融資主体支援タイプ、地域農業構造転換支援タイプ)	<ul style="list-style-type: none"> <li>農産物の生産、加工、流通その他農業経営の開始又は改善に必要な機械等の取得、改良、補強又は修繕</li> <li>農地等の造成、改良又は復旧</li> </ul>	<p><u>融資主体支援タイプ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域計画のうち目標地図に位置付けられた者（認定農業者等）</li> <li>融資を受けて機械等の導入を行うこと</li> </ul> <p><u>地域農業構造転換支援タイプ</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域計画の目標地図に位置付けられた者（認定農業者等）</li> <li>事業実施地区の目標集積率が現状を下回らないこと</li> <li>事業実施地区の目標集積率が6割以上（中山間地域の場合5割以上）であること</li> </ul>	<p><u>融資主体支援タイプ</u></p> <p>3/10 ※上限 300 万円等</p> <p><u>地域農業構造転換支援タイプ</u></p> <p>3/10 ※上限 1,500 万円</p>
農山漁村振興交付金（地域資源活用価値創出対策）のうち地域資源活用価値創出推進事業（創出支援型）	<p>地域資源を活用した付加価値の創出に必要な経営戦略策定、販路開拓、ビジネスアイデアの創出、研究・実証事業等の取組を支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2次・3次産業と連携した加工・直売の取組</li> <li>新商品開発・販路開拓の取組</li> <li>直売所の売上向上に向けた多様な取組</li> </ul> <p>他</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>対象となる取組が特定農山村地域、振興地域 他 において行われること。</li> <li>事業実施主体が農林漁業者等（農林漁業者又は農林漁業者の組織する団体のことをいう。以下同じ。）、商工業者の組織する団体、民間事業者、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、市町村協議会の構成員又は特認団体である場合にあっては、多様な事業者による連携体制（以下「ネットワーク」という。）を構築済みであること又は構築することが見込まれること。なお、当該ネットワークについては事業実施主体を含む3者以上を構成員とし、農林漁業者等を必ず含むものであること。</li> </ul> <p>など、事業実施要綱等に定められた要件を充足すること</p>	<p>1 / 2 以内他</p> <p>（上限 500 万円他）</p>

## (2) 農業制度資金

資金の種類	対象者	資金の用途	貸付限度額	償還期限 (据置期間)	融資率	貸付 金利 (※1)
農業近代化資金	農業参入法人 (※2)	農業施設・機械の取得及び改良、長期運転資金(一部については認定農業者に限る)等	1.5億円	15年以内 (3年以内)	80%	2.10%
	法人 2億円 個人 1,800万円					
	認定農業者等		15年以内 (7年以内)	100%	1.25~ 1.95% (※4)	
経営体育成強化資金	農業参入法人 (※2)	農業経営開始に必要な機械・設備の取得、農地等の改良、造成等	1.5億円	25年以内 (3年以内)	80%	2.10%
	主業農業者 (※3)	農業経営の改善に必要な機械・設備の取得、農地等の改良、造成等	法人 5億円 個人 1.5億円			
農業経営基盤強化資金 (スーパーL資金)	認定農業者	農地等取得、農業施設・機械の取得及び改良等経営改善に必要な資金	法人 10億円 個人 3億円	25年以内 (10年以内)	100%	1.25~ 2.10% (※4)
農業経営改善促進資金 (スーパーS資金)	認定農業者	肥料・飼料代、農機具等の購入費、施設・機械修繕費等の短期運転資金	法人 2,000万円 個人 500万円 (※5)	1年以内		1.90%
農業経営開始資金	就農する個人、農業に参入しようとする法人	農業経営の開始に必要な資金(土地取得や営農に直接関係ない費用を除く)	法人 1,000万円 個人 200万円	7年以内 (2年以内)	80%	2.10%

※1 貸付金利は、令和7年11月19日現在 最新の金利については融資機関にお問い合わせください。

※2 農業参入法人は、異業種から農業参入した法人など農業経営の実績のない法人(経営開始後2期以上の決算を終えていないもの)であって、5年以内に認定農業者となる計画を有し、経営改善資金計画について、市町村特別融資制度推進会議の認定を受けている法人のことをいいます。

※3 主業農業者は、農業に係る売上高が総売上高の過半を占めている法人または農業に係る売上高が1,000万円以上の法人のことをいいます。

※4 令和7年度のスーパーL資金及び農業近代化資金については、地域計画のうち目標地図に位置づけられた認定農業者等への貸付にあつては、(公財)農林水産長期金融協会の利子助成により、貸付当初5年間に限り金利負担が軽減されます。

※5 畜産経営又は施設園芸を含む経営の場合は、貸付限度額が4倍となります。

※6 償還期間は各資金における最長の期間を掲載しています。

## 8 認定農業者制度

認定農業者制度は、農業者が農業経営基盤強化促進基本構想に示された農業経営の目標に向けて、自らの創意工夫に基づき、経営の改善を進めようという計画について市町村（複数市町村にまたがる場合県又は国）が認定し、これらの認定を受けた農業者に対して重点的に支援措置を講じようとするものです。

### （１） 認定の対象者

プロの農業経営者として頑張っていこうという農業者を幅広く育成していくためのものであり、農業を職業として選択していこうとする意欲ある人であれば、以下の項目にとらわれず認定の対象となります

- ① 性別（男女の性別を問わず認定の対象）
- ② 年齢（一律の年齢制限は無し）
- ③ 専業・兼業の別（兼業農家や新規就農者であってもプロの農業経営者を目指すものであれば認定の対象）
- ④ 経営の規模（経営の規模が小さくても高収益の農業経営を目指す場合は認定の対象）
- ⑤ 営農類型（農地を所有しない畜産経営や施設園芸も認定の対象）
- ⑥ 組織形態（農地所有適格法人以外の農業経営を営む法人や集落営農法人も認定の対象）

### （２） 農業経営の改善計画の作成と申請

農業経営改善計画には、5年後を目標とした以下4つの目標と目標達成のための取組内容を記載します

- ① 農業経営の規模拡大に関する目標（作付面積、飼養頭数、作業受託面積）
- ② 生産方式の合理化の目標（機械・施設の導入、ほ場の連担化、新技術の導入等）
- ③ 経営管理の合理化の目標（複式簿記の記帳等）
- ④ 農業従事の態様等の改善の目標（休日制の導入等）

### （３） 認定基準

農業経営改善計画の認定を受けるための要件

- ① 改善計画が営農する市町村の基本構想に照らして適切なものであること
- ② 改善計画を達成させる見込みが確実であること
- ③ 改善計画が農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために適切なものであること

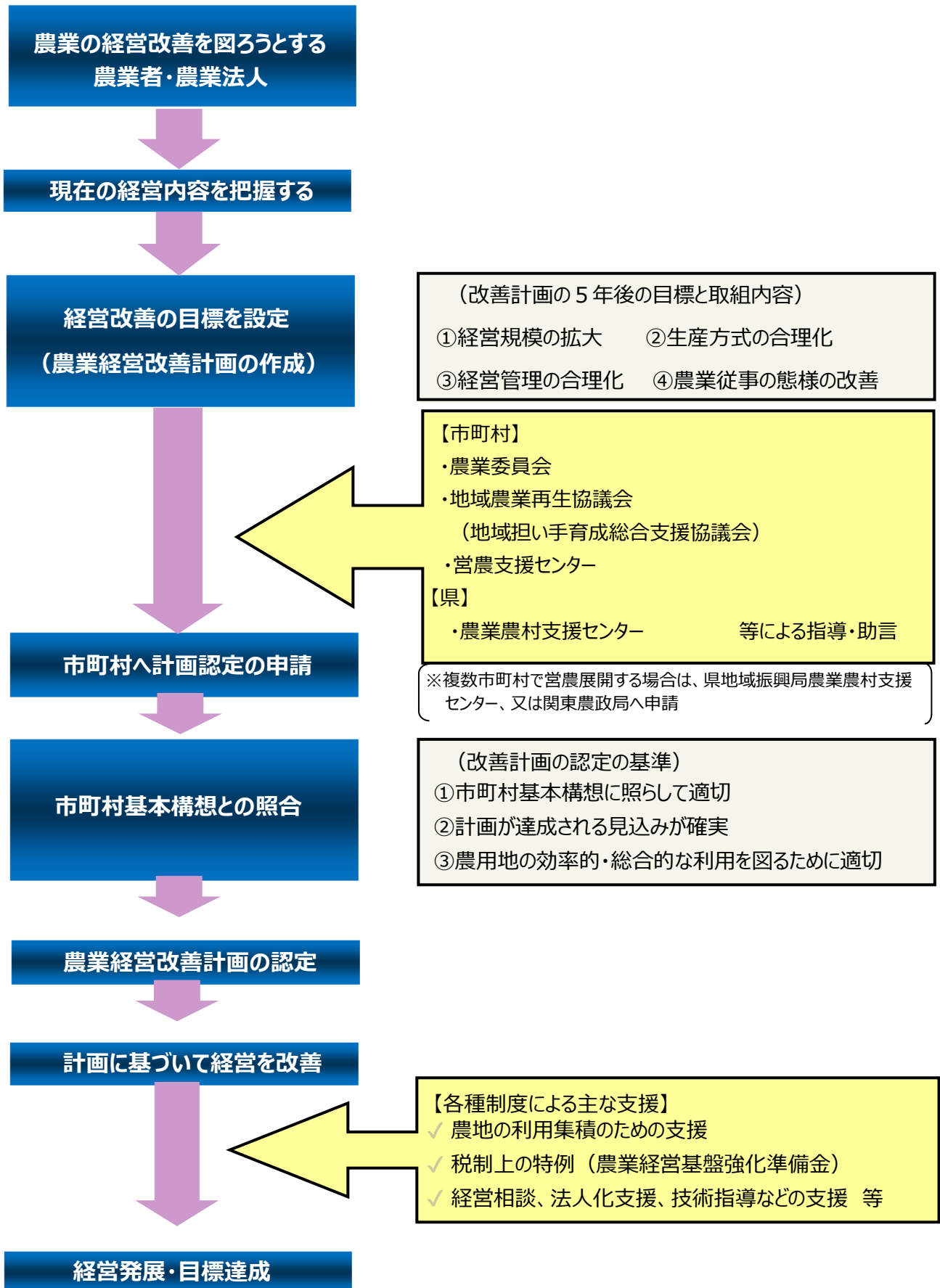
### （４） 支援策等

認定農業者には、農業経営改善計画の目標の達成に向けて、関係機関・団体が農地利用、資金、税制など多方面から支援します

< 主な支援制度等 >

- ✓ 各種補助事業、農業制度資金の活用
- ✓ 農地の利用集積のための支援
- ✓ 税制上の特例（農業経営基盤強化準備金）
- ✓ 農業経営コンサルタント派遣による経営分析、経営相談、法人化支援
- ✓ 農業経営改善セミナーによる経営管理能力の向上や経営発展に必要な知識の習得

## (5) 農業経営改善計画の認定の手続き



## 9 農業参入の相談窓口

	相談窓口	担当地域・担当区分等	電話番号	
県庁	農政部農村振興課 地域営農係、中山間農村・金融係 〒380-8570 長野市大字南長野字幅下 692-2	長野県全域、県外 農業経営基盤強化促進法、認定農業者制度 助成措置、制度資金	026-235-7245 026-235-7242	
	農政部農業政策課 農地調整係 同上	長野県全域、県外 農地法（農地所有適格法人制度）	026-235-7214	
県現 地機 関	佐久地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課（参入相談） 技術経営普及課（農業技術・経営指導） 〒385-8533 佐久市跡部 65-1	小諸市、佐久市、小海町、佐久穂町 川上村、南牧村、南相木村、北相木村 軽井沢町、御代田町、立科町	0267-63-3147 0267-63-3146	
	上田地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課（参入相談） 技術経営普及課（農業技術・経営指導） 〒386-8555 上田市材木町 1-2-6	上田市、東御市、長和町、青木村	0268-25-7126 0268-25-7157	
	諏訪地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課（参入相談） 技術経営普及課（農業技術・経営指導） 〒392-8601 諏訪市上川 1 丁目 1644-10	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町 富士見町、原村	0266-57-2913 0266-57-2932	
	上伊那地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課（参入相談） 技術経営普及課（農業技術・経営指導） 〒396-8666 伊那市荒井 3497	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町 南箕輪村、中川村、宮田村	0265-76-6813 0265-76-6842	
	南信州地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課（参入相談） 技術経営普及課（農業技術・経営指導） 〒395-0034 飯田市追手町 2 丁目 678	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平谷村 根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜村、喬木村 豊丘村、大鹿村	0265-53-0413 0265-53-0436	
	木曾地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課（参入相談） 技術経営普及課（農業技術・経営指導） 〒397-8550 木曾郡木曾町福島 2757-1	上松町、南木曾町、木曾町、木祖村、王滝村 大桑村	0264-25-2220 0264-25-2230	
	松本地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課（参入相談） 技術経営普及課（農業技術・経営指導） 〒390-0852 松本市大字島立 1020	松本市、塩尻市、安曇野市、麻績村、生坂村 山形村、朝日村、筑北村	0263-40-1916 0263-40-1947	
	北アルプス地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課（参入相談） 技術経営普及課（農業技術・経営指導） 〒398-8602 大町市大町 1058-2	大町市、池田町、松川村、白馬村、小谷村	0261-23-6511 0261-23-6543	
	長野地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課（参入相談） 技術経営普及課（農業技術・経営指導） 〒380-0836 長野市大字南長野南県町 686-1	長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町 高山村、信濃町、飯綱町、小川村	026-234-9592 026-234-9534	
	北信地域振興局 農業農村支援センター 農業農村振興課（参入相談） 技術経営普及課（農業技術・経営指導） 〒383-8515 中野市大字壁田 955	中野市、飯山市、山ノ内町、木島平村 野沢温泉村、栄村	0269-23-0209 0269-23-0221	
	県外	信州首都圏総合活動拠点(銀座 NAGANO) 〒104-0061 東京都中央区銀座 5-6-5 NOCO ビル 4 階		03-6274-6015
		名古屋事務所 〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄 4-16-36 久屋中日ビル 4 階		052-251-1441
		大阪事務所 〒530-0001 大阪府大阪市北区梅田 1-3-1-800 大阪駅前第 1 ビル 8 階		06-6341-7006
団体	(公財)長野県農業開発公社〔長野県農地中間管理機構〕 〒380-0826 長野市大字南長野北石堂町 1177-3 JA 長野県ビル 11 階	長野県全域、県外	026-217-7167	
	(一社)長野県農業会議 同上	長野県全域、県外	026-217-0291	
研修	長野県農業大学校(研修部) 〒384-0807 小諸市大字山浦 4857-1	長野県全域、県外	0267-22-0214	

※農業参入を予定する地域が決まっている場合は、対象の市町村農政担当窓口にもご相談下さい。